

一般社団法人静岡青年会議所 賛助会員制度運用細則

(総則)

第1条 賛助会員制度運用細則（以下「本細則」という。）は会員資格規則第19条における賛助会員について必要な事項について定めたものであり、賛助会員制度の運用については本細則によるものとする。

(目的)

第2条 この法人の目的に賛同し、持続的なまちづくり運動に参画するステークホルダーとパートナーシップを構築するため、この法人は賛助会員を募る。

(入会資格)

第3条 入会資格については、次の各号を満たす者とする。

- (1) この法人の目的に賛同した特定の個人又は法人その他の団体で理事会で承認された者
- (2) 反社会的勢力又はそれに類する団体（暴力団又は暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等）又はそれらの構成員等でない者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人でない者
- (4) 法人にあっては破産、民事再生、清算等の手続きを開始していないこと

(入会手続き)

第4条 この法人へ賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(権利)

第5条 賛助会員は、この法人が特定する行事等に出席又は参加することができる。

(会費)

第6条 会費については、この法人の事業年度ごとに一口金30,000円（一口以上、何口でも可）とする。

2 前項の会費の納入期日は、毎年2月末日までとする。ただし、当該年度内に入会した賛助会員は、その入会後直ちに納入するものとする

3 ただし前項の規定にかかわらず、2月以降の入会希望者で次年度での入会を希望した者にあっては、次年度の入会者として取り扱うことができる。

4 会費は理事会の指定した口座に振り込む方法により納入するものとする。

5 既納の会費はこれを返還しない。

(除名)

第7条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2) 会費の納入義務を履行しないとき
- (3) 賛助会員としての品位を損なう行為があったと理事会が認めたとき
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) 他の会員又は第三者の名誉や信用等を失墜させる行為があったとき
- (6) 規約に違反したとき
- (7) その他会員として適当でない認められたとき

(資格の喪失)

第8条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会資格を喪失したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき
- (3) 当該会員が失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人の場合にあってはその団体が破産又は清算したとき
- (5) 当該会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(退会)

第9条 賛助会員は退会しようとするときは、理事長に退会する旨を文書で申し出なければならない。

2 理事長は前項の申し出があった場合、速やかに理事会に報告する。

3 ただし本条の規定にかかわらず、退会した場合でも出版物やホームページなどにおける退会希望者の氏名の表示等は、当該年度内については削除しない場合がある。

(賛助会員から正会員への転換)

第10条 賛助会員が正会員への転換を希望する場合は、定款第8条に基づく手続きを行うことで転換することができる。この場合転換を希望する者は、その旨を理事長に文書で申し出なければならない。

2 ただし前項の場合、既納の会費はこれを返還しないが、所属年度内であれば入会金に充当できるものとする。

(賛助会員への報告)

第11条 この法人は、賛助会員に対して事業及び会費の使途等について報告を行わなければならない。なお詳細な内容については別途理事会において定める。